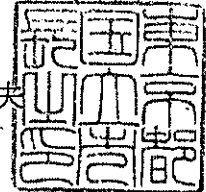




国子育発第57号
令和2年5月11日

国立市情報公開及び個人情報保護審議会
会長 原田 泰孝 様

国立市長 永見 理夫



諮問書

国立市個人情報保護条例第9条第1項第4号及び第4項ただし書並びに第11条の規定に基づき、下記事項について、貴審議会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）による、児童手当（特例給付を除く。）の受給世帯に臨時特別給付金を支給する事業を実施するに当たり、

- (1) 児童手当（特例給付を除く。）の受給者の個人情報を目的外利用することについて
- (2) 上記（1）の目的外利用及びその目的について本人に通知しないことについて
- (3) 既存の児童福祉総合システムを改修し、当該システム内に臨時特別給付金の対象者に係る個人情報ファイルを新たに作成することについて

2 諮問理由

上記1の事業を実施するに当たり、児童手当受給者の情報を目的外利用し、また、臨時特別給付金の対象者に係る個人情報ファイルを新たに作成することにより、対象者への案内及び当該給付金の支給を正確かつ迅速に行うため。

子育て世帯への臨時特別給付金事業

1 事業概要

(1) 事業実施の根拠

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「子育て世帯に関しては、児童手当を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」と決定されたことに伴い、内閣府が「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」（別紙1参照）を策定した。当該要領において、臨時特別給付金の支給等の事務は市区町村が担うとされた。

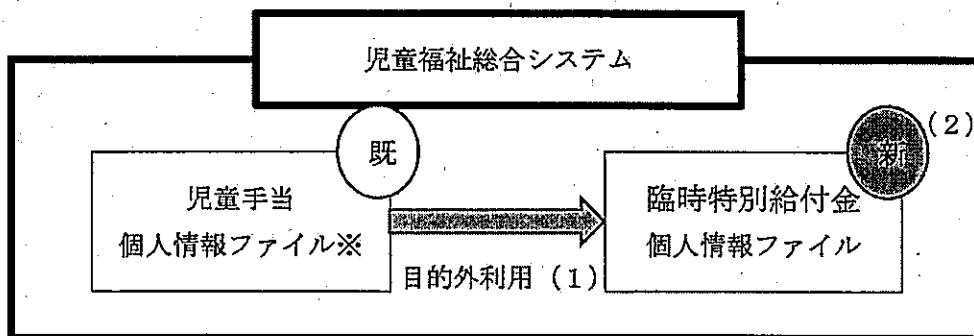
(2) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため

2 諮問理由

上記1のとおり、子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施することとなり、児童手当受給者の情報を目的外利用し（1）、また、既存の児童福祉総合システムを改修し、当該システム内に臨時特別給付金の対象者に係る個人情報ファイルを新たに作成することにより（2）、対象者への案内及び当該給付金の支給を正確かつ迅速に行うため。

【目的外利用及びファイル作成のイメージ図】



※ 児童福祉総合システムの導入に当たり、児童手当に関する個人情報ファイルを作成することについて、平成24年10月12日に国立市情報公開及び個人情報保護審議会に諮問済み（同年11月27日に、可とする答申）（別紙2参照）

3 臨時特別給付金の支給時期等

(1) 給付時期 令和2年6月中旬から下旬までの間に給付

(2) 対象

令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当(特例給付を除く。)の支給を受けている者。対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童であり、令和2年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含む。

国立市においては、児童の父又は母等の臨時特別給付金の対象者は約4,500人、算定対象となる児童数は、約7,000人

【参考】児童手当と特例給付について

児童手当法では、同法の本則に児童手当、附則に特例給付が規定されている。児童の父又は母である受給者の所得が、同法施行令に規定する所得制限限度額未満の場合は、児童手当を受けることができる。

名称	所得	児童一人当たりの支給月額
児童手当	所得制限限度額 未満	3歳まで 15,000円
		3歳から小学校修了まで 10,000円
		上記児童が第3子以降の場合 15,000円
		中学生 10,000円
特例給付	所得制限限度額 以上	中学生まで 5,000円

(3) 給付額 対象児童一人当たり10,000円(1回限り。)

(4) 申請方法

申請不要。対象者に案内文を送付し、期限までに臨時特別給付金を辞退する旨の申出がない場合、児童手当受給者の銀行口座(児童手当の振込口座)に臨時特別給付金を振り込む。

(5) スケジュール

令和2年 5月下旬

対象者に案内文を送付

6月中旬から下旬まで

対象者に臨時特別給付金を銀行振込

4 目的外利用する児童手当受給者の個人情報

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

- (4) 住所
- (5) 銀行口座情報
- (6) 児童手当の受給資格に係る情報
 - ① 受給資格の認定・喪失状況
 - ② 受給者の配偶者及び児童手当の支給対象児童の氏名、生年月日及び受給者との続柄
 - ③ 児童手当の月別の支払状況

5 目的外利用及びその理由について、本人通知を行わない理由

上記を通知する場合、目的外利用に関する多数の問い合わせが予想されることにより、臨時特別給付金事業の実施に支障をきたす恐れがあるため。

6 児童福祉総合システム及び臨時特別給付金に係る個人情報ファイルについて

児童福祉総合システムは、平成24年から子育て支援課において運用している。当該システムは、児童手当その他の手当に関する受給者の氏名及び住所等の個人情報及び手当の支払記録を管理並びに受給資格の認定の通知等の帳票を出力することができる。臨時特別給付金に係る個人情報ファイルは、当該システム内に新規作成する。

(1) 臨時特別給付金に係る個人情報ファイルの内容

- ① 上記4記載の個人情報
- ② 臨時特別給付金の支払状況

(2) システム構成

[Redacted]

(3) セキュリティ対策

[Redacted]

資料目録

別紙NO	名称
1	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金について
2	答申書 (平成24年に児童福祉総合システムを導入した際の、諮問に対するもの)
3	子育て世帯への臨時特別給付金について【事業概要】
4	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について (令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領)
5	児童手当法(抄)
6	児童手当法施行令(抄)
7	児童福祉総合システム 機能概要
8	児童福祉総合システム 構成図
9	「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」の給付についてのお知らせ (臨時特別給付金の対象者への案内文(案))
10	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 自治体職員向け Q&A (臨時特別給付金の法的性格等に関する Q&A の抜粋)

府子本第 440 号
令和 2 年 4 月 13 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金について

先般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和 2 年 4 月 7 日閣議決定）において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり 1 万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされたところです。これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0 歳～中学生のいる世帯）に対する令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）を令和 2 年度補正予算案に計上しています。

この事業の概要は別紙の通りであり、市区町村が給付金を支給する事業を対象とし、国が補助金（補助率 10/10）を交付するという方式としているところであるので、実施に当たっては事業を行う市区町村や市区町村を支援いただく都道府県のご協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在住民からの申請を不要とすることを検討中ですが、地方公共団体のご意見をお伺いしながら、できる限り市区町村の事務負担の少ない簡便な仕組みにより実施できるように努めますので、子育て世帯の方々に迅速に給付金をお届けできるよう、是非とも本事業の実現にご協力いただくことをお願いいたします。

本通知の趣旨については、貴都道府県内の市区町村に対しても、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

記

1 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

2 事業の実施主体と経費の負担

- ・実施主体は市区町村
- ・実施に要する経費（給付事業費及び事務費）について、国が補助（10/10）

3 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

4 対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）

※ 3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

5 給付額

対象児童1人当たり1万円

6 給付の方法

- ・市町村から支給対象者へ給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付
 - ・児童手当登録銀行口座等への振込
- ※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

7 給付開始日

市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、迅速な給付開始を目指すものとする）

8 その他

国の令和2年度補正予算（第1号）案が成立し、これを受けた各市区町村の令和2年度補正予算が成立した後、ただちに本事業を実施できるようご準備いただくことをお願い申し上げます。

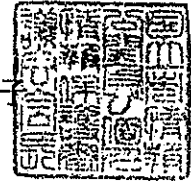


以上

国情議収第8号
平成24年11月27日

国立市長
佐藤一夫様

国立市情報公開及び
個人情報保護審議会
会長 三木由希子



答 申 書

平成24年10月12日付け国子発第468号により諮問のありました下記事項について、当審議会は次のとおり意見を申し述べます。

記

諮問事項

児童福祉総合システム導入による、電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について

当審議会の意見

(結論) 上記諮問事項に係る事務に関し、担当者から説明を受け審議した結果、可とするとの結論に達しました。

(付言) 各種データを統合することにより生じる内在的なリスクについて十分検討を行い、システム上対応できる部分については仕様で対応するなど、個人情報の慎重な取扱いに努められたい。

(令和2年4月14日時点)

子育て世帯への臨時特別給付金について

詳細検討中

03

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

給付額

対象児童一人につき1万円

実施主体

令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

補正予算（案）額

1654億円（全額国庫負担（実施にかかる事務費を含む））

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）（約1480万人）
※3月31日までに生まれた児童が対象

支給時期

準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない

- ① 給付金の案内チラシ・希望しない場合等の申出書の送付
- ② (必要であれば) 申出書の返送
- ③ 児童手当登録銀行口座等への振込

市町村
(特別区含む)

子育て世帯

※ 公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。

府子本第575号
令和2年5月1日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

標記については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の「4. 生活に困っている世帯や個人への支援」において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」とされた。政府としては、これを受け、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給することとしたものである。

今般、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給に当たり、別紙のとおり「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領」を定めたので通知する。

なお、本給付金については、実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）の実情に応じて実施いただくことになるが、今般の情勢を鑑みるに、準備が整った市町村からできるだけ速やかに開始いただきたい。本件の趣旨に鑑み、例えば次回6月児童手当の支給に合わせるなど、できるだけ速やかな開始に向けて各市町村において検討いただけるよう、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村に対する支援及び周知につき配慮願いたい。

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給要領

第1 支給対象者

1 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）は、令和2年4月分の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者に対して支給する*。

※ 法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。

2 1に規定するほか、子育て特別給付金は、令和2年3月分の児童手当の受給者であつて、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。

3 1及び2の規定にかかわらず、子育て特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1又は2に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して子育て特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>① 令和2年3月31日（令和2年3月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については令和2年2月29日。以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合（この3の規定により子育て特別給付金を支給される者が、当該者に対して子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>② 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを受給者等に子育て特別給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同</p>	<p>左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項</p>

じ。)が把握した場合	第4号に規定する障害児入所施設等をいう。)の設置者(以下「施設等受給資格者」という。)
③ 基準日の翌日から子育て特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にして、当該受給者等の配偶者(現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。)がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が受給者等に対して子育て特別給付金を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該者の配偶者

第2 対象児童

第1に規定する者(以下「支給対象者」という。)に支給される子育て特別給付金の対象児童(子育て特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。)は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、令和2年4月1日時点において支給要件児童若しくは中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。以下同じ。)とする。

第3 支給額

子育て特別給付金の支給額は、第2の対象児童1人につき10千円とする。

第4 実施主体及び支給方法等

1 実施主体

- (1) 一般支給対象者(支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。以下同じ。)に支給される子育て特別給付金は、基準日において当該者が児童手当の支給要件に該当するものとして認定を行っていた市町村が支給する。
- (2) 公務員支給対象者(支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を

いう。以下同じ。)に支給される子育て特別給付金は、基準日において当該者が住所を有していた市町村が支給する。

2 支給の方法

- (1) 第4の1(1)の市町村は、一般支給対象者に対し、支給の申込みを行う。
 (2) 一般支給対象者は、当該者が以下の表の左欄に該当する場合に限り、第4の1(1)の市町村に対して右欄の届出を行う。

① 一般支給対象者が、第4の1(1)の市町村へ令和2年4月分(第1の2に掲げる支給対象者においては、同年3月分。以下同じ。)の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、子育て特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合	子育て特別給付金支給口座登録等の届出書(児童手当支給口座の変更があった場合は、子育て特別給付金支給口座登録等の届出があったものとみなす。)
② 一般支給対象者が、子育て特別給付金の支給を希望しない場合	子育て特別給付金受給拒否の届出書

- (3) 公務員支給対象者は、第4の1(2)の市町村に対し、支給申請を行う。
 (4) 第4の1(1)の市町村は、一般支給対象者((2)②の届出をした者を除く。)に対し、子育て特別給付金を支給する。
 また、公務員支給対象者から(3)の支給申請を受けた市町村は、審査の上、支給を決定し、当該者に対して子育て特別給付金を支給する。
 (5) (4)の規定にかかわらず、以下の表の左欄に掲げる者については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が、子育て特別給付金を支給する。

① 第1の3の表の①の左欄に掲げる場合における同表の①の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者を基準日後に住民基本台帳に記録している市町村
② 第1の3の表の②の左欄に掲げる場合における同表の②の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者が入所等している施設等受給資格者を基準日後において住民基本台帳に記録している市町村(施設等受給者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在

	地とする。)
③ 第1の3の表の③の左欄に掲げる場合における同表の③の右欄に掲げる者	左欄に掲げる者から対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求を受けた市町村

(6) 子育て特別給付金は、一般支給対象者の令和2年4月分の児童手当と同じ口座（(2)①に掲げる届出があった場合は、当該届出書による口座）又は公務員支給対象者が指定した口座への振込みにより、支給する。ただし、口座への振込みによる支給が困難である場合には、窓口における現金の交付により、子育て特別給付金を支給する。

また、(2)②に掲げる届出があった場合は、当該届出を行った支給対象者に対して子育て特別給付金の支給は行わない。

(7) 第1の3の表の②及び③の左欄に掲げる場合における同表の②及び③の右欄に掲げる者について、基準日の翌日から子育て特別給付金の支給決定日前に児童手当支給口座の変更があった場合は、(6)の規定にかかわらず、当該変更後の口座への振込みにより、支給する。

(8) 子育て特別給付金の支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

3 支給開始日

市町村は、子育て特別給付金の支給について、可能な限り速やかに開始するものとする。

また、公務員支給対象者に係る具体的な申請受付開始日は、市町村において決定する。

児童手当法

№ 05

発令 : 昭和46年5月27日法律第73号

最終改正 : 令和2年3月31日号外法律第8号

改正内容 : 令和2年3月31日号外法律第8号[令和2年4月1日]

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの
 - イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）
 - ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

二―四 略

2―4 略

第五条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

附 則

(特例給付)

第二条 当分の間、第四条に規定する要件に該当する者（第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八条第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に次項において準用する第七条第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

3―7 略

5/21

児童手当法施行令

発令 : 昭和46年9月4日政令第281号

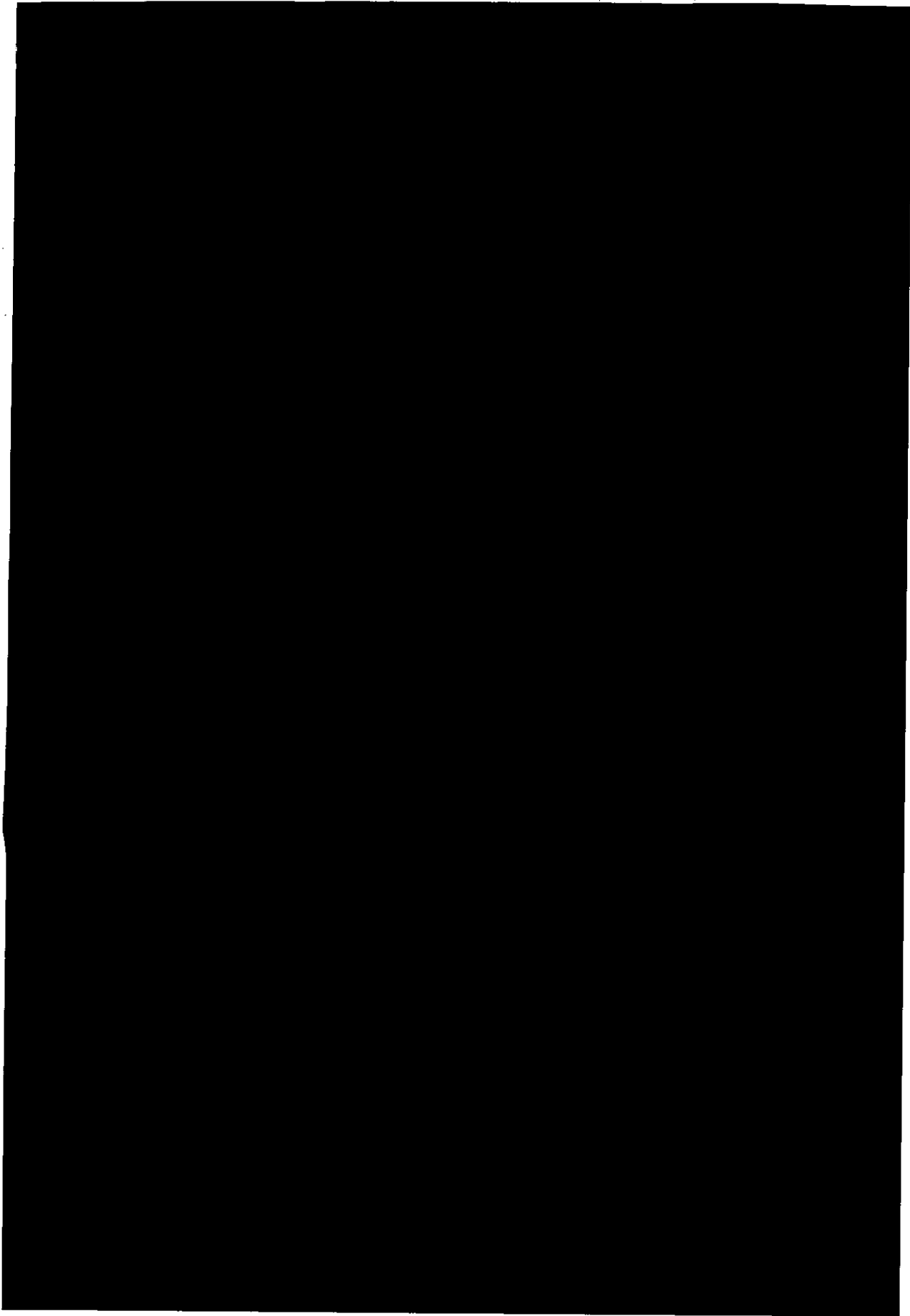
最終改正 : 平成30年5月30日号外政令第176号

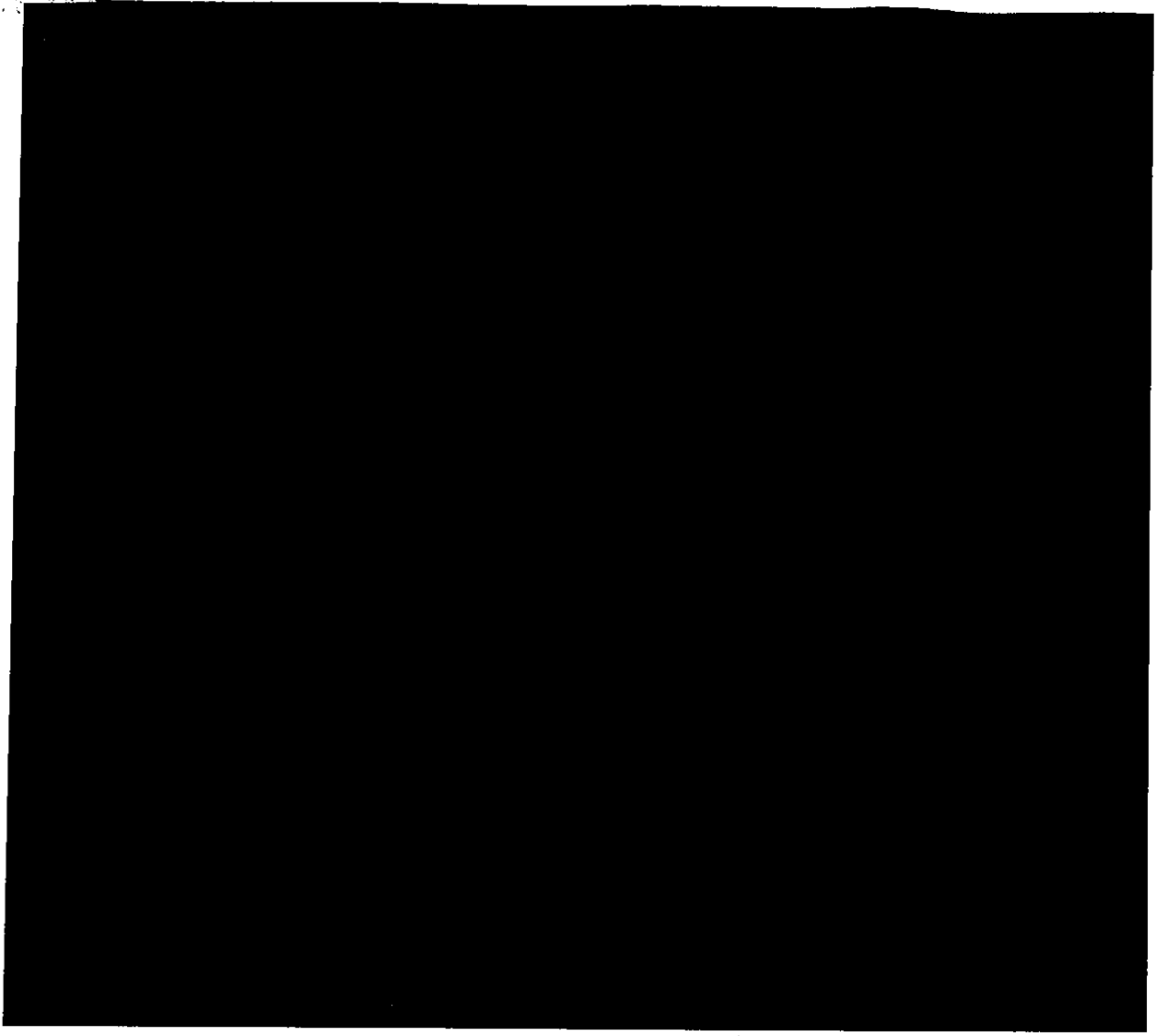
改正内容 : 平成30年5月30日号外政令第176号[平成30年6月1日]

(法第五条第一項の政令で定める額)

第一条 児童手当法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、六百二十二万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、六百二十二万円に当該扶養親族等及び児童一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円）を加算した額とする。

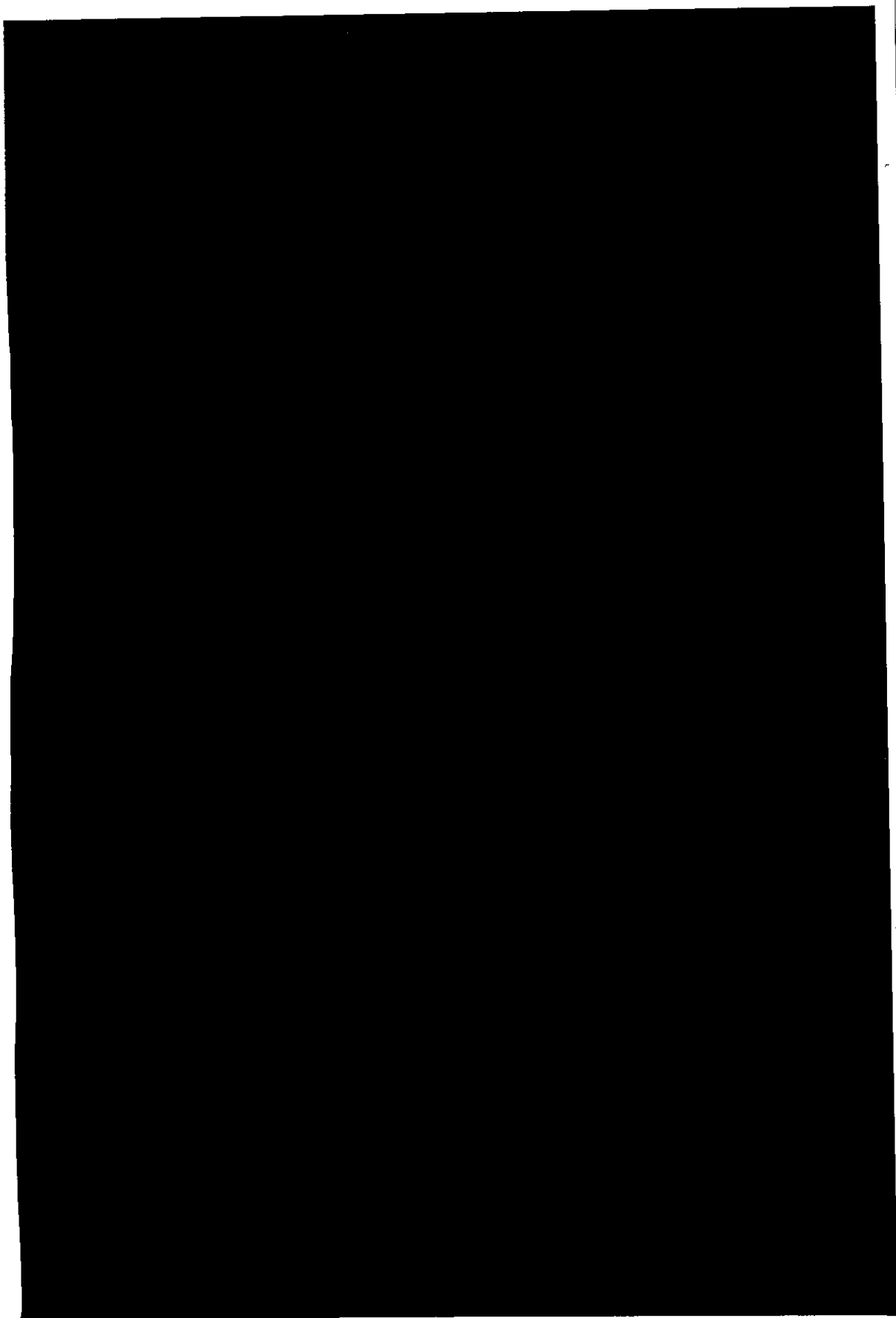
DOH

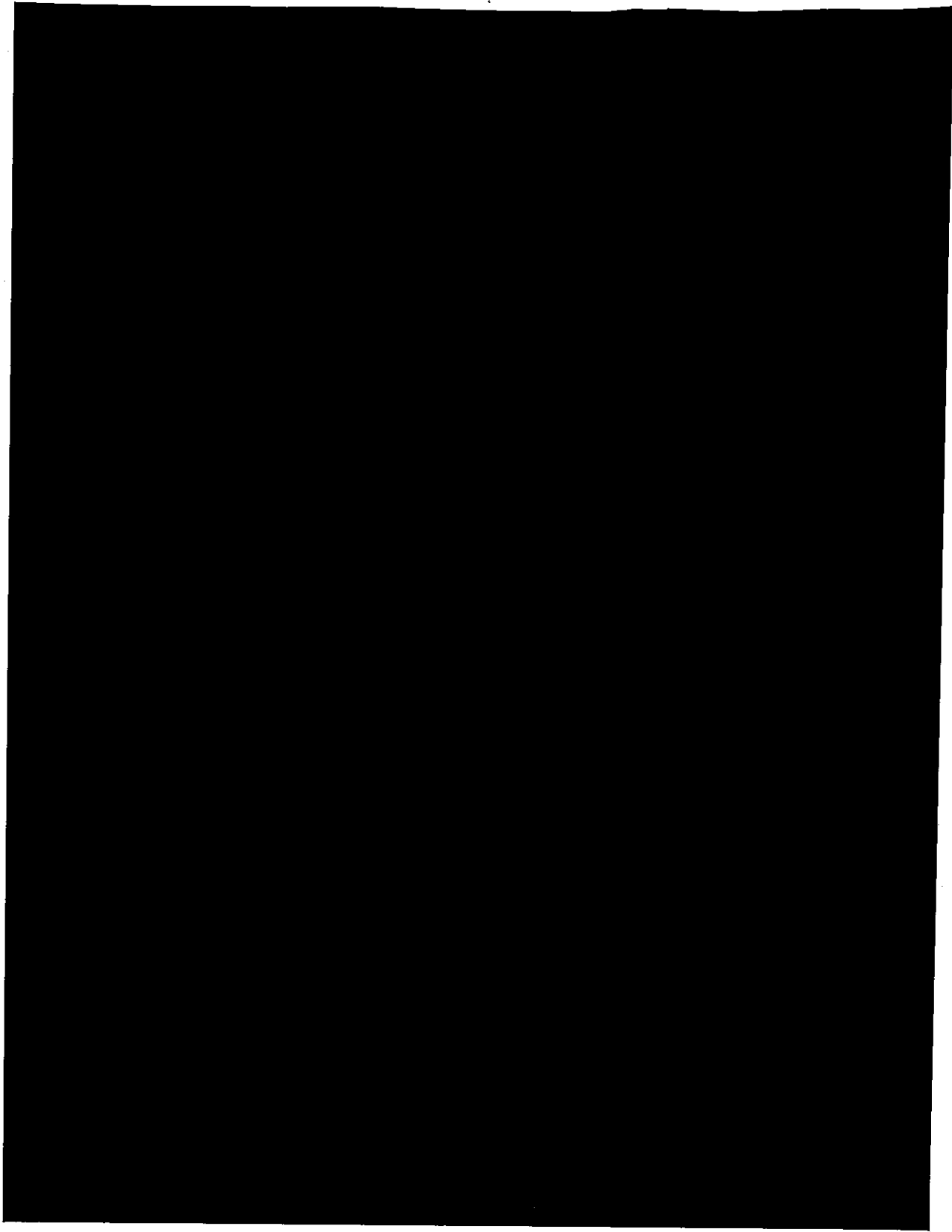




国立市様 総合福祉システム構成図

№08





52

**令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金
自治体職員向けQ&A**

令和2年5月1日版

内閣府

子ども・子育て本部 児童手当管理室

〔注意事項〕

- ・設問の追加・修正・削除に伴い、構成上の理由から問番号が変更されている場合があります。
- ・前版から追加・修正された設問には該当箇所に下線を引いて表示しています。

